

京都大学全学寄附研究部門の設置及び運営に関する要項新旧対照表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>(全学寄附研究部門の構成)</p> <p>第 8 全学寄附研究部門には、少なくとも教授又は准教授に相当する者 1 人及び准教授又は助教に相当する者 1 人の教員を置くものとする。</p> <p>2 全学寄附研究部門を担当する教員の名称は、全学寄附研究部門教員とする。</p> <p>3 全学寄附研究部門教員は、<u>特定教員（年俸制特定教員を含む。）</u>、<u>有期雇用教職員又は時間雇用教職員</u>とする。</p> <p>4 全学寄附研究部門教員の選考は、当該全学寄附研究部門に置かれる教授会に相当する組織において、その定める選考基準及び選考方法により行うものとする。</p> <p>5 全学寄附研究部門教員には、京都大学客員教授及び客員准教授等に関する規程（昭和 47 年達示第 11 号）の定めるところにより、「客員教授」又は「客員准教授」を称せしめることができる。</p> <p>(後 略)</p>	<p>(全学寄附研究部門の構成)</p> <p>第 8</p> <p>2</p> <p>3 全学寄附研究部門教員は、<u>年俸制特定教員（国立大学法人京都大学特定有期雇用教職員就業規則の一部を改正する規則（平成 20 年達示第 8 号）附則第 2 項の規定により雇用される特定教員を含む。）</u>、<u>有期雇用教職員又は時間雇用教職員</u>とする。</p> <p>4</p> <p>5</p> <p>(同 左)</p> <p>(同 左)</p> <p>附 則 この要項は、平成 20 年 4 月 1 日から実施する。</p>